

過労死問題をめぐる報道の過去と現在

阪本 輝昭

朝日新聞（1879年1月25日創刊）の記事をもとに

【明治時代】

- ・過重労働をめぐる問題は単なるトピック的な扱いが目立つ

・「**過労**」記事の初出（1882年2月23日）＝大阪市西区衛星通信担当委員の某氏が「度に過ぎたる働きをするより遂に疾病を發するという理由をしたため一昨日その筋へ上申されたりと」

【大正時代】

- ・労働者の権利意識向上、過重労働への不満を訴える投書なども散見されるように
- ・労働争議の頻発と過熱する報道、労働時間短縮の実現

・**読者投稿で「過労」の訴え**（1917年4月10日）＝「鉄道院某機関手」からの投稿。「1日平均12時間以上の勤務。夜8時に出勤し、翌日午後1時でなければ帰宅できない」※鉄道網の急拡大時代、この前年に旧工場法施行

・**川崎造船での争議報道**（1919年9月）＝日本最初の「8時間労働」導入のきっかけとなった川崎造船所（神戸）での争議。連日、写真も入れて大きく紙面を展開。大阪砲兵工廠や各地の工場に波及。

【昭和前期】

- ・官庁主導の過重労働対策が試みられる／ただし、主に事故防止や公衆衛生の観点

・**運転手の過労に警視庁が嚴重訓告 自動車墜落事件の刺撃 各自動車組合へ**（1933年2月4日）＝東京都内の貸自動車、タクシーの増加による競争激化。過労状態の運転手が助手に運転をさせるなどして事故を起こすケースがあり、警視庁が対策に乗り出したとする報道。

・**労働過重を制限 最高を12時間に 内務省、立案を急ぐ**（1937年4月1日）＝軍需景気で工場が多忙に。労働時間の一般的な制限がない時代（旧工場法による女性・年少者への一部規制のみ）、工場事故防止と国民体力向上の観点から内務省社会局が労働時間制限を検討中という記事。同月8日の社説では「長時間労働の抑制は結核予防の観点から重要」等とし、法規制が現状では16歳未満の工員に1日11時間上限がかかっているだけだとし、「必要なのはまず労働時間の最大限を法定すること」と主張。10月2日には工場労働者について「1日12時間（残業含む）」、最大でも14時間、月2回休日などの「**試案**」を固めたとする報道も。→その後、報道消える

【戦時体制下】

- ・過労問題の記事じたいが減少

・**残業申込み殺到 発表に勿上る出勤率**（1944年6月24日）＝サイパン島陥落の報に悲憤慷慨

した軍需工場の工員が生産意欲を燃やし立たせ、次々に残業を申し出ているというニュース。9月には「“残業禁止”拒む乙女心 学校工場、日夜響く決勝の槌音」の記事なども

【戦後復興から経済成長期】

- ・1950年代＝教職員や乗務員の過労実態を伝える記事が徐々に出現
- ・1960年代＝病院看護師、外科医、タクシー運転手、農家の女性ら職種ごとの過労の実態を伝える記事も
- ・1970年代＝高度経済成長期、残業時間の長短は労働者の健康問題ではなく経済問題の文脈で扱われ、景気のパロメーター視する記事も。

・“残業ゼロ” 悩みは深刻 京浜工業地帯の労働者 月二～三万円の減収(1974年11月24日)

・減った残業分埋めねば… パパも「内職やーい」 きびしさ増す相談窓口(1975年2月27日)

【バブル期から現在にかけて】

- ・1980年代～＝過労死問題に関する報道の幅が広がる
 - ・どの業界・業種でも起こりうる問題としての認識拡大、過労死の背景にある構造や問題に迫る動き
 - ・1988年ごろから「ノー残業デー」が広がり、残業＝当然との伝え方に変化
 - ・過労死110番(1988年スタート)、「全国過労死を考える家族の会」(1991年結成)などの活動始まり、メディアの関心も高まる
 - ・過労死弁護団の活動とあわせ、労災認定基準の見直しや労災認定の拡大で個別具体的事件が広く世に伝わるように
- ・2000年代～＝企業の責任を厳しく問う視点へ
 - ・「電通事件最高裁判決」(00年3月)が企業責任を論じる上で大きな転換点に
 - ・上記判決を受けた社説「判決は企業への警告だ 過労自殺」の中で「経営者たるもの、過重な労働を放置したり助長したりすることは許されない、という司法からの警告と受け止めるべきだ。」
- ・2015年～＝「働き方改革」への動き
 - ・電通やNHKなど著名企業・団体での過労自死・過労死などが相次ぎ、過労死の深刻な実態に改めて社会の関心が高まる＝残業時間の上限規制導入を含む「働き方改革」の議論へ

【「働き方改革」と、今後の過労死問題報道】

- ・施策の中身と、その精査
- ・働く現場の実態や、過去の過労死事件の教訓を踏まえての施策への評価
- ・専門家(実務法曹、研究者、当事者、支援団体)との連携
- ・何を、どう報じていくかの検討
- ・メディアを取り巻く社会環境の変化(SNSの飛躍的発達等)への対応
- ・「継続と深化」のための記者育成プロセス